

「開放型自治会館」に対する新たな補助類型について（案）

平成 28 年 4 月 18 日
 公共施設マネジメント課作成

1 建物（又はその一部）の賃借による「開放型自治会館」に対する支援

補助拡充のねらい	
「開放型自治会館」の 設置方法の選択肢を増やす	市、自治会ともに、建設する場合よりも 一時的な負担が軽減する
現行制度の現状	
建物の賃借に対する補助制度がない	
↓	
建物の賃借による場合の補助	
建物(又はその一部)を賃借して「開放型自治会館」を運営する場合に、 原則として、賃借料の50%を補助する	

【補助金額決定のイメージ】

```

            graph TD
                Landlord(家主) -- "固定資産税 (A)" --> City(秦野市)
                Landlord -- "賃借料 (B)" --> Council(自治会)
                Council -- "賃借料 × 50%" --> City
            
```

※ 現行では、土地を賃借する場合の補助について、市が固定資産税を自治会が支払った賃料の中から得た形とならないように調整を行っているため、その考え方にならない、補助金額は、A以上かつB未満の額となるよう調整を行う。

2 複数の自治会が共同して「開放型自治会館」を建設する支援

補助拡充のねらい			
利用者の拡大に伴う活用機会の増加への期待	単位自治会の区域を越えた地域間交流の促進	補助金交付件数の減による市負担の軽減	共同負担による単位自治会の負担軽減
現行制度の現状			
単独で建設する場合より規模が大きくなることが予想されるが、規模拡大による補助率の逡減により、自治会の負担が大きくなる。			
複数自治会の共同による「開放型自治会館」の場合の加算補助			
新築は、規模拡大による補助率の逡減をなくし、補助率を一律75%とする。			
建物 現行：上限 1,800万円 ⇒ 開放型：上限なし			
~100㎡	現在の補助 60%		
100~200㎡	現在の補助 50%	開放型(複数)加算 10%	加算 15% 自治会負担 25%
200㎡~	現在の補助 40%	開放型(複数)加算 20%	

※平成26年6月策定済「開放型自治会館」を建設する場合の取扱方針の内容

建物 現行：上限 1,800万円 ⇒ 開放型：上限なし			
~100㎡	現在の補助 60%	加算 15%	自治会負担 25%
100~200㎡	現在の補助 50%	加算 15%	自治会負担 35%
200㎡~	現在の補助 40%	加算 15%	自治会負担 45%
増改築修繕 現行：最高限度額 1,000万円 補助上限 600万円 ⇒ 開放型：上限なし			
	現在の補助 60%	加算 15%	自治会負担 25%
用地 現行：最高限度額 5,000万円 補助上限 1,500万円 ⇒ 開放型：上限なし			
	現在の補助 30%	加算 20%	自治会負担 50%